

- 商工連臨時総会
- 矢崎昭和前商工連会長の叙勲受章を祝う会
- 県青連全県研修会
- 県女性連レディースフォーラム2016
- 地元産のソバを専用機導入で安定供給
朝日そば ふじもり 小規模事業者持続化補助金活用事例
- 風土がつくる伝統の味、地域に根ざした企業経営
㈱竹内農産 中小企業の新たな事業活動
- 経営発達支援事業で能動的活動の商工会へ
坂城町商工会 商工会はいま - Vol.106
- 「お金のブロックパズル」で経営判断を直感的に!
経営ワンポイントアドバイス
- 下請法の再認識
法律ワンポイントアドバイス
- 合同会社 彩里 整体院・健友館はやし
木曾町商工会 この人に注目 - Vol.110
- 古代文化の香、素晴らしい歴史感じる佐久市望月
佐久市望月商工会 ふるさと紹介 - Vol.20
- 共済PR

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp

おいでなし おぼすて棚田

姨捨の棚田は、わが国で最初に国の名勝指定を受けた文化財の田んぼで、日本棚田百選の一つに数えられています。

また、名勝指定地を含めた水源地や更級川、棚田地域が重要文化的景観に選定されており、隣接する姨捨公園は善光寺平が一望できる景勝地です。更にこの眺望は夜景が素晴らしく「中秋の名月」は勿論、満月が上ると眼下に月に水面を光らせた帯状の千曲川が現れ月の名所の趣溢れる絶景が広がります。

戸倉上山田商工会

商工連臨時総会

商工連は3月23日、阿部知事をはじめ来賓多数に臨席のもと、長野市で臨時総会を開催し、全県下から商工会長及び関係者約80名が出席しました。臨時総会では平成29年度事業計画、収支予算等が原案どおり承認決定されました。

臨時総会の冒頭、商工連柏木会長より「商工会及び商工会連合会は平成29年度も「商工会中期マスタープラン」を着実に推進して参ります。とりわけ長野県の絶大なるご支援のもと、来年度も上席専門経営支援員12名を県連4支所に配置し、商工会の主任経営支援員等との連携で、専門的な経営支援実績を積み重ねて参ります。



挨拶をする柏木会長

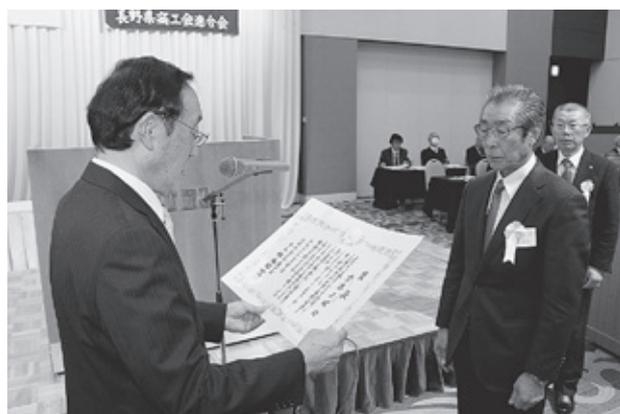
また、今年度に引き続き、小規模事業者持続化補助金を活用した、事業者支援を行って参りたいと思います。

商工会が行っているこうした経営支援事業を、多くの事業者に知っていただき、商工会員の皆様が商工会の支援事業をさらに活用し、新たな事業者が商工会に加わって参りたいとのあいさつがありました。

来賓祝辞では、阿部知事より「県では



臨時総会の様子



顕彰

地域の活性化に取り組むため地域振興局の設置を行い、地域振興局長が地域の皆さんと話し合いをする中で必要な事業を推進していく。しあわせ信州創造プラン5か年計画が最終年度になり、夢と希望が持てる提言を行い、夢を集めて形にしていく」との言葉がありました。

長年の商工業振興、商工会運営に対して受賞された方の功績をたたえ顕彰が行われました。

顕彰された方々は次のとおりです。

○旭日双光章

平成28年秋 矢崎 昭和様 (池田町商工会長、前長野県商工会連合会会長)

○長野県知事表彰

平成28年 齊藤 正昭様 (安曇野市商工会長、長野県商工会連合会副会長)

藤倉陽太郎様 (阿智村商工会長、長野県商工会連合会理事)

田中 篤様 (山ノ内町商工会長、長野県商工会連合会理事)

望月 喜好様 (野沢温泉商工会長、長野県商工会連合会理事)



矢崎昭和前商工連会長の叙勲を祝う会が開催

旭日双光章受章を讃え230人が集う

昨年秋の叙勲で旭日双光章を受章された、矢崎昭和前商工連会長の讃え、3月10日長野市のホテル国際21において「矢崎昭和さんの『旭日双光章』受章を祝う会」が開催され、太田副知事はじめ県内外の230名の方々が矢崎前会長の功績を讃えました。

矢崎前会長は平成15年に商工連副会長に就任し、当時の故佐藤会長とともに市町村合併に伴う商工会の合併連携の対応と、「商工会人事制度の再構築」を通じて「人事一元化」を成し遂げ、新たな商工会組織体制づくりに向けて先頭に立って尽力されました。さらに平成23年10月に商工連会長に就任され、平成25年3月には商工会組織・人事体制の集大成となる「商工会中期マスタープラン」を策定し、複数の商工会による組織的な支援と、専門性に応じて階層的に支援する新たな経営支援体制を構築しました。

今回の受章はこれまでの幅広い活動の中でもとりわけ商工会と商工連における長年に亘る数々の功績が高く評価されたものであります。

祝う会は、発起人代表の宮澤敏文県議会議員のごあいさつの後、太田寛副知事、服部宏昭商工会議員懇談会会長代行、石澤義文全国連会長、加藤久雄長野市長、畑谷広治信濃毎日新聞取締役販売局長、甕聖章池田町長、柏木昭憲商工連



矢崎昭和前商工連会長

会長と多方面からご祝辞がありました。

商工連柏木会長は「先達の栄誉は、後輩にとつて自分のことのようにうれしく光栄。県下69商工会および商工連をはじめ大勢の商工会関係者にとつても大変名誉なこと」と述べました。

矢崎前会長から「商工連での活動で誇れることは、県下の商工会に足を運び、会長さん方と本音で話げできたこと」と話され「これからも地域の皆さんと共に頑張りたい」と謝辞がありました。

平成29年度の自動車税の納期限は5月31日(水)です

納期内納付



自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。
自動車税納税通知書が届きましたら、お近くの金融機関、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、又は県税事務所で納期限までに納めてください。
納税通知書には「納税証明書」がついています。これは自動車の継続検査(車検)に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

◆お問い合わせ◆ 長野県総務部税務課 自動車税係 ☎026-235-7051 (直通)

県青連全県研修会開催

「青年経営者・後継者の資質向上と青年部の活性化を目指して」

2月9日、長野市「ホテルメルパルク長野」において、県下商工会の青年部員71名の参加により、県青連全県研修会を開催しました。



重盛県青連会長挨拶

研修内容は「どうなる日本経済」今、中小企業は何をすべきか」と題し、公認会計士の海生裕明氏から講演がありました。海生氏は自身が企業経営に携わった経験と公認会計士（税理士）としての長年の実務経験に基づき、若手経営者・後継者が「今、何をすべきか」を小規模事業者向けにわかり易く、経験事例等と公認会計士（税理士）としての裏話等も多く交えてお話しされたため、聴講者に大変好評でした。



海生裕明氏の講演

続いて、「知っていますか？ 税務署のみかた」と題した、長野税務署長谷川税務広報広聴官による講演では、普段あまり聞くことの出来ない税務調査についてお話しいただきました。

最後に、「地域活性化モデルの挑戦」と題し、したみちオフィス(株)前代表取締役

役社長の今井美穂氏から講演がありました。今井講師自身が地域活性化モデルとして、これまで新潟県を拠点に、女性の目線で関わってきた地域活性化イベントの企画や商品開発、さらに農業分野の活性化への取組み事例等についてお話しされたため、聴講者はとても興味深く聞き入っていました。



今井美穂氏の講演

3人の講師による研修会となりましたが、県下商工会の青年部員が一堂に会し、研修内容が多岐にわたり、大変有意義な研修会となりました。



県女性連レディースフォーラム2016開催

「地域経済・商工会女性部の活性化を目指して」

1月26日、諏訪市「RAKO華乃井ホテル」において女性部員110名の参加により、レディースフォーラム2016を開催しました。

諏訪税務署長による講演では、普段聞くことの出来ない税務調査についてお話しいただきました。

昨年度長野県で初めて、全女性連の創業等支援助成金事業に採択された小谷村商工会の太田女性部長に「女性ならではの地元食材を活用した小谷ブランド加工食品展開事業」というテーマで成果発表を行っていただきました。起業から商品化、商談会に至るまでの様子や新商品の開発等、精力的に活動されている様子をお話しいただきました。

講演では新たな試みとして、「女性起業経験者・経営者による講演」を小川村商工会

小松女性部長、中川村商工会山崎女性部長に講演いただきました。創業から現在に至るまでの苦労や経営について身近な経験談をお話しいただきました。



挨拶をする佐々木女性連会長

次世代起業家育成塾の成果発表では、昨年度県内10商工会から申請があり、各地区を代表して、川上村商工会杉原女性部長、富士見町商工会中山女性部長、南木曾商工会青木女性部長、信州新町商工会手塚女性部長に、当日の子供たちの様子や感想、女性部の関わり方などを発表いただきました。各地区で工夫を凝らし、子供たちに地域の産業、商工会、商工会女性部を知ってもらう機会となりました。ここ数年では、例のない多くの女性部員に参加いただき、有意義な研修会となりました。



レディースフォーラムの様子

地元産のソバを専用機導入で安定供給

— 小規模事業者持続化補助金活用 —

朝日そば ふじもり 藤森 俊樹



住所 / 〒390-1101
東筑摩郡朝日村西洗馬828-1
TEL / 0263-87-3981

家族で心を込めておもてなししています

最近のお客様は、特に健康志向が強く、食の安心、安全を重視し、なおかつ美味しいそばと居心地の良い空間を求めています。そばの好みも色、太さ、つなぎの種類・量など多様化し、また、汁の味にもこだわりを持った顧客がほとんどです。趣味でそばを打つ方も増えていますが、静かで、都会から離れた隠れ家での「そば」は、そば本来の味わいを生み、遠く離れていても通ってくるお客さんも大勢見えます。個人営業は、「安い」の分野ではチェーン店に対抗できないので、堅苦しくはないけれど雰囲気も含めた高級志向的なそば店にしていきたいと思っています。

「こだわりの手打ちそばと 最良の雰囲気をご賞味あれ」

地元朝日村産の無農薬そばを自家栽培し、それを石臼で自家製粉し、手打ちにこだわりを持って提供しています。また、店舗は古民家を改装した昔の家の雰囲気にして、親しみのある接客と小さな心遣いを心掛けています。当店のポリシーとして、食を通じて地球環境問題を考え、お客様と共に幸せを創造していきたいと思っています。

また、安心・安全な蕎麦屋を第一に考え、食材の地産地消を応援し、地元根差した「耕すそば屋」を目指します。

自家栽培↓自家製粉↓田舎そば（手打ち・細打ち）⇨こだわりそば。

地元産のそばの栽培の拡大・品質アップにより、長期提供（時間・期間）を可能にし、はるばる遠方からでもお越しになるお客様が

満足できる店づくりをしています。

「補助金の活用でより多くの 美味しいお蕎麦を可能に」

今まで玄米の磨き機械で玄そばを磨いていましたが、生産量の約2割近くが工程中に飛散してしまいました。そこで「小規模事業者持続化補助金」を申請し、玄そば用の専用機を導入することができ、ソバの実一つ一つを大切に、飛散してしまいう玄そばを限りなく無くすることができました。地元産玄そばの確保が困難な状況でも、そば粉を今より確実に確保することができるようになりました。これにより地元産そば販売期間の延長ができ、より多くの皆様に朝日そばを味わっていただけたと思っています。



朝日村産そば粉100%の手打ちそば

中小企業の新たな事業活動



株竹内農産

風土がつくる伝統の味、 地域に根ざした企業経営

(株)竹内農産 長和町商工会

山あい深く美しい大自然に囲まれた長和町和田で、野沢菜漬を中心に漬物製造販売を行っています。現在の従業員数は九十名、年間の製造品出荷量はおよそ六千トンであります。平成二十五年に現会長の先代より引継ぎ、代表取締役となった竹内武史氏は三十九歳。商工会青年部長も経験し、事業経営に役立つノウハウの習得や課題解決に、商工会を始めとする支援機関の講習会やセミナー、専門家派遣等を積極的に活用しています。食品製造業を取り巻く環境が一層厳しくなっている状況下、様々な取組みを実施しています。

AIB衛生管理システム及び7S活動 実践とHACCPへのチャレンジ

食品製造販売を行っており、主にスーパー、県内土産品店等への卸売りと自社直営店での小売りを行っており、工場内や配送体制も含めて衛生管理を徹底して行っています。そして、このほど食と生活の科学研究所長の田中清司氏（HACCP普及指導者）より二回に亘って支援を受けました。社長、担当者からの現状ヒアリングと現場ウォークスルー（チェック箇所写真撮影）を通じて一般衛生管理とAIB（清掃活動）について指導を受け、5Sに「洗浄」と「消毒」を加えた7S



野沢菜加工

活動の実践を強化しました。

更に、昨年十二月に厚生労働省が食品衛生管理の国際基準「HACCP」の導入をすべての食品事業者者に義務づける方針を決定したことから、その導入に向け、危害分析、対策、監視、記録等について行うHACCPチームを社内に組織を横断してつくることとしました。万が一の際の危機管理体制と合せて取り組んでいくと決まっています。

発酵熱農法による安定した栽培技術への取組み

発酵熱農法とは、ビニールハウス内においてパークで発生する発酵熱や二酸化炭素を利用して、一年を通しておいしい農産物を栽培できる新しい農法です。パーク中の微生物による高温発酵が行われ、八〇度近くになり作物に必要な二酸化炭素も発生します。一方、寒冷地ではハウス栽培における暖房費が大きな負担とな

り、冬場における作物の安定した生産がなかなかできません。

この二つの要素を結び、取り組んでいるのが発酵熱農法で、発酵熱でハウス内を温め、二酸化炭素が作物の成長を促進させます。冬場でも安定しておいしい野沢菜が収穫できるよう試験を重ねています。

未利用材を活用した新商品開発

当社の主力商品「野沢菜漬」製造過程にて、大量の葉っぱが残渣として発生し、これまで有機質堆肥の一部になっていました。栄養価の高い葉っぱを活かした商品開発が長年の懸案でありましたが、一昨年の発売から売上を順調に伸ばし、バイヤーズガイド人気商品2016で四位に表彰された商品が生まれました。「野沢菜生ふりかけ」です。細かく刻んだ野沢菜に風味豊かなゴマを混ぜ合わせた生タイプふりかけです。この商品をシリーズ化し、梅、シャケ、しらすワカメを順次発売していきます。



野沢菜生ふりかけ

これからも、風土がつくる伝統の味を大事に、お客様の喜ぶ商品づくりを社員とともに進め、地域に根ざした企業経営を行ってまいります。

経営発達支援事業で 能動的活動の商工会へ

坂城町商工会の『経営発達支援計画』は、1年前の平成28年4月22日に経済産業大臣の認定を受けました。

『小規模支援法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）』により国が小規模事業者の伴走型の事業計画策定・実施支援について商工会の体制整備を打ち出しましたが、『経営発達支援計画』は、その中核となるものです。

小規模事業者（製造業・従業員20人以下、商業サービス業・従業員5人以下）は、日本の企業の86・5%を占めています。経営環境の変化により小規模事業者数は減少し、地方経済は疲弊が進んでいます。

このような状況下、日本全土の約4分の3を活動エリアとしている全国の商工会が、小規模企業に特化した法律制定を目指しました。商工会が100万人署名活動を進めた結果、平成26年6月『小規模企業振興基本法』が成立しました。

商工会地域の事業者は、グローバルな事業展開を図り大きな成長発展を考えている企業は少なく、むしろ地域に根差し、

雇用を守り「事業の持続的発展」を考えると小規模事業者が大半といえます。地方に強靱で自律的な経済を構築するため、こうした地域を支える小規模事業者の「持続的発展」が急務であるとして成立した法律が、「小規模企業振興基本法」であり、国が地域における中核の支援機関として商工会を位置づけました。

このような法制定の背景を受け、坂城町商工会はいち早く『経営発達支援計画』の策定に着手しました。そして当該計画の最終目標を、「企業規模の拡大と雇用確保に向けた伴走型支援の実施」としました。

事業の3本柱は、左記の通りです。

- 1 「経営発達支援事業」
- 2 「地域経済の活性化に資する取組み」
- 3 「経営発達支援計画の円滑な実施に向けた支援力向上の取組み」

中心となる1「経営発達支援事業」では、左記の6事業に取組みました。

- ① 地域の経済動向調査
 - ② 経営状況の分析
 - ③ 事業計画策定支援
 - ④ 事業計画策定後の実施支援
 - ⑤ 需要動向調査
 - ⑥ 新たな需要開拓に寄与する事業
- 『小規模支援法』の目的となっている

- ③ 「事業計画策定支援」では、左記に掲げる補助金や補助事業申請を

きっかけとして会員（小規模事業者）が商工会の主任経営支援員と一緒に経営計画書を作成することで、自分の事業に不足しているものや自社の強みの再認識を目指しました。

- (ア) 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 支援実績 3件
- (イ) 中小企業等経営強化法「経営力向上計画」認定 支援実績 4件
- (ウ) 小規模事業者持続化補助金 支援実績 15件
- (エ) 坂城町店舗利活用補助金（坂城町商工会商業魅力向上事業） 支援実績 5件

合計 27件

このほか主なものは、
○経営力向上計画策定支援のための勉強会開催（管内金融機関若手職員と主任経営支援員） 写真①

○農商工連携イベント（坂城駅前ふーど市）で需要動向調査実施 写真②③
などです。

3月15日には、外部有識者3人を含む12名の委員による「事業評価及び見直し委員会」を開催しました。今年度開催予定の「展示会開催による需要開拓」など一部を除いて、ほとんどの事業が「達成度」「事業者ニーズ」とも高い評価でした。○会員が意欲的に経営計画を立ててやってみようとなるように喚起することが大切である。

○受け身の姿勢から能動的に活動する商工会へと大転換となっている。
などの感想・意見が寄せられました。

「PLAN（事業概要）」「DO（実施結果）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善・今後の方向性）」とPDCAを回し、次のステップへの取組みを進め、会員事業所の持続的発展が、坂城町の元気につながるよう今日もひたすら活動を続けていきます。



写真① 勉強会・経営戦略連携セミナー



写真② 農商工連携イベント：坂城駅前ふーど市



写真③ 農商工連携イベントにおいて需要動向調査実施

「お金のブロックパズル」で 経営判断を直感的に！



(株)ベクトルマネジメント
代表取締役 中小企業診断士
石塚 忠 氏

皆さまはじめまして。中小企業診断士の石塚と申します。長野県の経営者の皆さまの「社外の右腕」として、「利益とお金」「人と組織」の悩みを解決するお手伝いをしております。

皆さまに質問です。決算書を見ること自体に抵抗をお持ちではないですか？

私は以前、会計事務所に勤めておりましたが、そこで感じていたのは、経営者の皆さまの中には、難解な決算書などを見ること自体にアレルギーがあり、見ることを避けている方が多いということでした。

そこで私は、決算書はすべてを読めるようになる必要はなく、その中の重要な情報にフォーカスし、日々の経営判断に活かすことの方が大事とお伝えしてきました。

その際に、経営数字を日々の経営に活かすやすくする方法として、おススメしてきたのが「お金のブロックパズル」です。

■お金のブロックパズルとは？

この図は、決算書や月次試算表の損益計算書や、製造原価報告書の中の数字を①売上高、②変動費、③粗利益、④固定費、⑤人件費、⑥その他経費、⑦利益の7つのブロックに数字を振り分けて作成します。

この図を使うメリットは、会社のお金の入と出のバランスをざっくりとつかむことができます。いわば、**会社の数字を「鳥の目」のように俯瞰的に見る**ことができます。また、**①粗利率、②労働分配率**といった、経営判断に欠かせないモノサシも、直感的に理解できます。

【お金のブロックパズル】(売上高を100とした例)

①売上高 100	②変動費 20			⑥その他 30
	③粗利益 80	④固定費 70	⑤人件費 40	
	⑦利益 10			

①粗利率 80% (売上高100 ÷ 粗利益80)

②労働分配率 50% (人件費40 ÷ 変動費20)

例えば、**②労働分配率**は生産性を表す数字ですが、計算式としては**⑤人件費 ÷ ③粗利益**(=付加価値)という表現になります。費用の率なので、低いほど生産性が高いことを表しますが、図で考えると、より直観的に理解しやすくなります。

また、過去の自社のパフォーマンスが良かった時の**①**や**②**の率と現在の率を比較分析したり、無料で一部公開されている「TKC経営指標」(www.tkc.jp/tkcinf/basi)などで、自社と似た業種の黒字企業の率を調べて、比較検討することもおススメです。

こうすることで、自社の利益を増やすために、どれくらいのお金の入(①③)と出(②④⑤⑥)のバランスを目指せば良いのか？などのギャップが見えてきます。

なお、損益分岐点売上高は、**④固定費 ÷ ①**

粗利率で算出できます。応用編として、目標利益を決めてから、(④固定費 + ⑦目標利益) ÷ **①粗利率**で目標利益を達成するための売上高も計算できます。

これらは、数式で考えると難しいのですが、やはり図で考えることで、直感的に理解ができるようになります。

■「他人ごと」から「自分ごと」へ

皆さまの会社の社員さんには、どこか「他人ごと」感覚で、日々仕事をされている方がいませんか？

ブロックパズルは、社員の皆さんに、会社の状況を理解してもらうのにも役立ちます。例えば、①売上高、②粗利益、⑦利益を、社員数(パートは0.5人で換算)で割ると、それぞれの「一人当たり」の数字がでてきます。

この「一人当たり」数字と、会社全体のお金の流れを、ブロックパズルを使って伝えてゆくことで、売上や費用が、自分たちの働き(給料)と、どうつながっているかが、具体的にイメージできるようになり、仕事への意識を「他人ごと」から「自分ごと」に変えてゆくこともできます。

今回は、紙面の関係で全てご説明できませんが、この図をさらに応用してゆくことで、利益とお金の違いの理解、適度な借入と返済の目安、将来の設備投資の考え方、業績連動型報酬のしくみ、なども考えてゆくことができます。詳しくは、当社のホームページでも公開しておりますので、ご興味のある方はご覧ください。

(www.vectormanagement.co.jp/block)



中村威彦法律事務所 弁護士
中村 威彦 氏

下請法の再認識

1 中小企業の取引先としては、業界大手であったり、大企業であったりすることがよくありますが、景気が停滞したり、自由取引競争が激化してきますと、そのしわ寄せは下請である中小企業にもたらされることによくあります。

ただでさえ、爪に火をともしようなコストカットを実践し、ぎりぎりの生産や業務を行う中小企業にとって、ときに大手や大企業の求める取引条件は、あまりにも御無体なものであり、時代劇の町民をいじめる大問屋の姿に重なる思いを抱く人もいるのではないのでしょうか。

2 ところで、下請という我が国の独特の制度を保護する法律の一つに「下請代金支払遅延防止法」(以下、「下請法」といいます。)という法律があります。あまり馴染みがないかもしれませんが、この法律は、昭和31年に独占禁止法の特別法として制定されましたが、その後、下請業者の保護の範囲を拡大・強化する方向で、しばしば改正が行われ、近年では平成21年に改正が行われています。

3 この下請法の取締の対象となる取引には、「製造委託」「修理委託」「情報成果物委託」「役務提供委託」があり、かなり広範囲の取引を網羅しています。そして、下請法の

規制を受ける親事業者と下請事業者の関係は、類型ごとに両者の資本金の額によって認められています(詳しくは、下請法をご覧下さい)。

4 下請法の適用を受ける親事業者には、①法律が規定する取引内容を記した書面を交付する義務、②下請代金の支払期日を下請事業者から給付を受領した日から起算して60日以内とする義務、③下請代金の支払いを遅滞した場合には、支払を完了するまで年率14・6%の遅延損害金を支払う義務、④法律が規定する事項を記載した書類を保存しなければならない義務が課されます。

中小企業の立場からすれば、親事業者と取引を開始するに当たっては、これらの義務が親事業者にあることを念頭において、取引内容を明確にしておくことは、下請代金の回収を確実にする防御方法の一つとも言えるのではないのでしょうか。

5 更に、下請法は、親事業者に対し、次の行為を禁止しています。

①下請事業者に落ち度がないのに、納入した物品の受領を拒否してはならない、②下請代金の支払期日を遅延してはならない、③下請代金を理由なく減額してはならない、④下請事業者に落ち度がないのに、その給付を受領した後に、給付に係るものを引き

取らせてはならない(返品禁止)、⑤下請代金の額を同種同類の給付に対して通常支払われる対価に比べて不当に著しく定めてはならない(買いたたきの禁止)、⑥正当の理由のある場合を除き自己の指定する物を強制的に購入させ、または役務を強制的に利用させてはならない(強制的購入・強制的利用の禁止)、⑦下請事業者が親事業者の行為を公正取引委員会等に報告したことを理由に不利な取扱いをしてはならない(報復措置の禁止)、⑧下請事業者に落ち度がないのに、下請代金の支払期日よりも早い時期に親事業者が提供した原材料の対価を支払わせたり相殺してはならない、⑨下請代金の支払いに割引困難な手形を交付してはならない、⑩下請事業者に不当な経済の利益の提供を要請してはならない、⑪下請事業者に不当な給付内容の変更ややり直しをさせてはならない。

親事業者が、これらの禁止行為に違反した場合、行政上の処分を受け、場合によっては罰則をうけることもあります。

6 下請法は、平成15年の改正時に注目されましたが、最近では、あまり話題に上がってこないように見受けられます。この機会に、中小企業の皆様は、下請法を再認識して、不当な取引に毅然と対抗する術を身につけておいては如何でしょうか。

この人に 注目

Vol.110

いろいろ
合同会社 彩里
整体院・健友館はやし

整体師 林 恭之さん
木曾町商工会



木曾で整体院を開業して、 あっと言う間の8年でした。

もともと大阪でサラリーマン生活を約35年。京都の北部出身で、昔からスキーに明け暮れ、30代から40代に何時も訪れていた御嶽山の麓に憧れていました。

定年退職の年代が近づき、リタイア後の仕事として選んだのが整体施術業。勤めの合間に整体師養成所の研修に通い、家内をモデルにと頼み、毎日出勤前の1時間自己研修に励みました。

整体師養成所の整体療術師認定も取得でき、平成20年に長年勤めた会社を退職、翌年の21年8月に家内と共に木曾にやってまいりました。

木曾町にはいわゆる普通の町に在るような「不動産屋さん」という店舗は存在せず、どうすればと困っている最中に、偶然見つけた駅前空き家らしき建物。ご近所の方の情報をたどりながら、家主さんと連絡がとれ契約することができました。店舗の改装は木曾町の「商店街振興補助金制度」の適用もいただき、大助かりでなんとか「整体院・健友館はやし」を開業することができました。

広告宣伝は木曾町の新聞販売店さんの企画で、都会では考えられない格安の料金で折込クーポンちらしを利用、多くの方に「駅前の整体院」を知っていただくことができました。また、当院を利用していただいた方からの口コミで、「〇〇さんから聞いたよ」といつて来院いただく方も徐々に増え、開業1年後には約200人の常連の方が月に2〜3回、多い方は毎週利用の方もあり正直驚きました。

木曾は全国でも有数の高齢化率トップクラスの地域。患者さんで75歳以上の方も多く、「肩や腰、股関節の痛みが軽くなって助かった」と喜んでいただけることが嬉しくて家内と二人今日までがんばってきました。

家族全員で協力し合い 合同会社を設立、 息子を代表社員に。

東京の病院で看護師をしている息子の直樹が、結婚して新生活を始めた頃、「俺も木曾に住んで整体をやるうと思う」と言い出しました。最初は気まぐれかと本気にはとりませんでした。が、どうもお嫁さんも木曾で暮らしたいとの事。自分も親父のように仕事をしながら整体師養成所へ通い嫁さん相手に身につけた整体術。親父としてはまさか息子がこんなことを考えているとは、と嬉しいやら照れくさいやら。

それなら「整体院も規模を拡張せねば」と考え木曾町商工会に経営相談をお願いしたところ色々聞き取り調査をしていただき、すばらしいアドバイス

をいただきました。

息子が看護師でその嫁は介護福祉士、親父が整体師、妻はヘルパー資格有。これなら家族で会社を設立して「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めたらどうか、とのことでした。

一番乗り気になったのは息子の直樹。それからは、法人設立準備、施設建設の資金調達、融資相談など、様々な紆余曲折を経て1年と2ヶ月目の今年4月に息子が代表社員で「合同会社 彩里（いろいろ）」がオープンスタートしました。彩里は機能訓練特化型デイサービスと整体サービスを併せ持つ施設として幅広くご利用いただける内容で皆様に喜んでいただけると確信しています。木曾町商工会の皆様、長野県商工会連合会の経営支援員の皆様方本当にありがとうございました。



施術の様子

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介ください。



Vol.20

佐久市望月商工会

古代文化の香、

素晴らしい歴史感じる

佐久市望月

佐久市望月商工会地区は佐久市の西側に位置し面積は128・64km²で、人口9、373人、世帯数3、620世帯で、山間地や農地の割合が高い地区です。

地区内には国道142号線が通り関東と中部圏、関西圏を結ぶ動脈となっています。距離的には、佐久市市街地の上信越自動車道佐久ICや北陸新幹



草競馬大会

線佐久平駅から車で30分以内で地区の中心まで移動出来るなど産業の立地には適していると考えられます。

望月商店街の一部は、旧中山道に面しておりこの地区に中山道六十九次の中の「望月宿」と間の宿(あいのじゅく)の「茂田井宿」があり、今でも当時の趣を残す町並みがあり、交通の要所であった歴史がいたるところに残っております。

また、歴史を更に遡ると、この地域は平安時代から朝廷の馬を供給する役割を担っており、「望月の牧」、「望月の駒」として栄え、現在でも牧場の史跡があり、「望月の駒」という民話も言い伝えられており、毎年恒例の11月3日開催の「駒の里草競馬大会」は大勢の観光客を集めております。

中山道を中心に発展した当地域は、現在でも宿場の町並みや歴史が大きな地域資源であり、中山道宿場めぐりの観光者は安定的に当地域を訪れております。また、著名な書道家「比田井天来」の生誕地であることから現在でも書道が盛んで、商店街の屋号看板は芸術的



中山道望月宿

な毛筆の看板で統一されており、この中山道の資源を更に広域的に観光資源として活用する取り組みを軽井沢宿から和田宿までの11宿で「東信州中山道連絡協議会」を組織して本資源の活用策を研究するとともに事業を推進しております。

地域の活性化を図るために旧望月町時代から、行政や農協や地元住民との連携により商品開発が行われてきました。ジナシワイン、山葡萄ワイン、望月ヨーグルト、望月アイスクリームなど。佐久市に合併後も積極的に新商品の企画開発に取り組んでおります。地域特産の「雁食豆」から製造した雁食味噌を使用した駒月みそかつ丼、駒月味噌バーガーを地域で売り出す取り組みをしております。駒月みそかつ丼は、飲食店10店舗で提供しており周辺地域に徐々に認知されてきております。

一方、山間に都市部を離れて立地を求めた新規創業も飲食店を中心にあり、これはマスコミでも取り上げられるほど集客力が高く、当地域の飲食サービスの新しい方向を示唆している成功例と考えております。

開湯から400年以上と云われる名湯「春日温泉」を始めとする温泉施設やゴルフ場も4か所あり、いずれも標高が1,000m強で夏でもプレーしやすい環境ということも県外からのリピーターも多いと聞いております。

古代の文化の香や素晴らしい歴史を感じながら「春日温泉」の名湯につかることが出来る望月にぜひともご家族でおいで下さい。



駒月みそかつ丼

ムダを省いたオールインワン補償で、 “様々なリスク”から事業者をお守りします!

新登場
7月から開始

商工会のビジネス総合保険

第三者に対する損害賠償

製造物責任などの、
業務上の偶然な
事故による
財物損壊等の
賠償責任を補償!



万が一の休業損害

火災等の偶然な
事故による
休業損害を補償!



財物の損害

火災等の偶然な
事故による
商品等の
損害を補償!



商工会の
ビジネス総合保険
5つの特長

- 商工会のスケールメリットを生かした**割安な保険料水準!**
- 包括的な補償で**手続きがとっても簡単!**
- 保険期間途中での**変更手続きが不要**で、**とっても安心!**
- 業種に応じた**幅広い補償**で貴社を守ります。
- リコール費用、情報漏えい補償など**時代に求められる特約**を用意。

今までの保険



各種保険にバラバラに加入していると、補償の漏れやダブリがないか不安…。

商工会のビジネス総合保険なら



- **さまざまな賠償リスクをスッキリまとめて補償!**
- **複数の事業所も1つにまとめて補償! 重複もありません。**

お問い合わせはお近くの商工会へ

引受保険会社 (中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)

- 東京海上日動火災保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社

◎この広告は、本制度の概要を示したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは引受保険会社の約款、パンフレットに従います。